

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令等に対する御意見

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>(内容) 一般則第6条第1項第11号及びコンビ則第5条第1項第17号(以下、一般則第6条第1項第11号等という。)の改正案において、常用の圧力の1.3倍以上の耐圧試験の対象として、「第二種特定設備に係る規定による強度の計算を行う高圧ガス設備」と追記改正することとされています。 ここで本追記が圧縮水素スタンド限定であれば、一般則第6条第1項第11号等を改正せず、一般則第7条の3の第6条第1項第11号の準用部分(コンビ則も同様)に、当該耐圧試験に関する追記をする方法をとることはできないのでしょうか。</p> <p>(理由) 本件の改正趣旨として、一般則第7条の3で同第6条の基準を準用していることから、圧縮水素スタンド限定の規制緩和のようですが、第6条の条文からは、意図する明確な対象が読みとれません。 ここで、新旧対照表の上欄に注書きがあるものの、規則条文に反映されるものではなく、効力が無いのではないのでしょうか。 この場合、改正案の条文だと、液石則、冷凍則を除く全ての高圧ガス設備に第二種特定設備と同等の安全率3.5が認められるため、結果として圧縮水素スタンドに限定されず、特定設備以外も高圧ガス設備の強度計算、耐圧試験についての規制緩和となってしまうのではないのでしょうか。 なお、例示基準にも水素スタンド限定の記載がありますが、規則条文の方が優先されると理解しています。</p>	<p>一般則第1項第11号及びコンビ則第1項第17号の規定は、高圧ガス設備に一定条件の耐圧試験に合格することを求める規定であり、本号での規定が設計で使われる安全率を規定するものではありません。 今回の改正は水素スタンド設備に限定したものです。改正対象を明確化するために、常用の圧力の1.3倍以上の耐圧試験の追加対象を「その他設計上常用の圧力の1.5倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要のある設備」とし、その対象が、高圧ガス設備の強度に関する肉厚の算定を例示基準に基づき第二種特定設備に関する規程を準用することの出来る設備である旨を、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)に明記しました。</p>